



# 山形県公報

平成30年3月23日（金）  
第2929号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

- 山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則の一部を改正する規則…（工業戦略技術振興課）…279
- 山形県高度技術研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則…（同）…280

### 告 示

- 昭和62年10月県告示第1438号（主要農作物種子法の審査の基準及び方法）の廃止…（県産米ブランド推進課）…同
- 悠創の丘の有料公園施設の使用時間及び休業日…（村山総合支庁建設総務課）…同
- 悠創の丘の利用料金…（同）…281
- 健康の森公園の利用料金…（同）…282
- 蔵王みはらしの丘ミュージアムパークの有料公園施設の使用時間及び休業日…（同）…283
- 蔵王みはらしの丘ミュージアムパークの利用料金…（同）…同
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定…（置賜総合支庁西置賜建設総務課）…285
- 道路の区域の変更…（庄内総合支庁建設総務課）…同
- 都市計画事業の認可…（下水道課）…同
- 都市計画事業の変更の認可…（同）…286
- 同…（同）…同
- 同…（同）…同
- 同…（同）…287
- 同…（同）…同
- 同…（同）…同

## 規 則

山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第29号

#### 山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則の一部を改正する規則

山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則（昭和27年11月県規則第69号）の一部を次のように改正する。

別表中「

|       |     |      |
|-------|-----|------|
| 耐水試験機 | 1時間 | 970円 |
|-------|-----|------|

」を

|                |      |        |    |
|----------------|------|--------|----|
| 耐水試験機          | 1 時間 | 970円   | に、 |
| 産業用ロボット        | 1 時間 | 1,000円 |    |
| 単腕型協働ロボット      | 1 時間 | 1,560円 |    |
| 双腕型協働ロボット      | 1 時間 | 1,850円 |    |
| 生産シミュレーションシステム | 1 時間 | 2,110円 |    |

|           |      |        |   |
|-----------|------|--------|---|
| 分析走査電子顕微鏡 | 1 時間 | 2,420円 | を |
|-----------|------|--------|---|

|              |      |        |       |
|--------------|------|--------|-------|
| 分析走査電子顕微鏡    | 1 時間 | 2,420円 | に改める。 |
| 電界放出形走査電子顕微鏡 | 1 時間 | 6,490円 |       |

**附 則**

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

山形県高度技術研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第30号**

**山形県高度技術研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則**

山形県高度技術研究開発センター条例施行規則（平成6年2月県規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2項の表中

|              |        |   |
|--------------|--------|---|
| オージェ電子分光分析装置 | 6,240円 | を |
| 走査型電子顕微鏡     | 6,340円 |   |

|              |        |       |
|--------------|--------|-------|
| オージェ電子分光分析装置 | 6,240円 | に改める。 |
|--------------|--------|-------|

**附 則**

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

**告 示**

**山形県告示第212号**

昭和62年10月県告示第1438号（主要農作物種子法の審査の基準及び方法）は、平成30年3月31日限り廃止する。

平成30年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県告示第213号**

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）第15条の2第2項の規定により、悠創の丘の有料公園施設の使用時間及び休業日を次のとおり承認した。

平成30年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 使用時間及び休業日

| 有料公園施設の名称 | 使用時間         | 休業日                                                                                                                |
|-----------|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 展示研修施設    | 午前9時から午後5時まで | 1 毎月の第1月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）<br>2 12月29日から翌年の1月3日までの日 |

## 2 適用期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

## 山形県告示第214号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。）第15条の4第2項の規定により、悠創の丘の利用料金を次のとおり承認した。

平成30年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 利用料金

(1) 条例第5条第1項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をする場合の利用料金

| 区 分               |                                        | 単 位              | 利用料金    |
|-------------------|----------------------------------------|------------------|---------|
| 条例第5条第1項第1号に掲げる行為 |                                        | 1人1日につき          | 710円    |
| 条例第5条第1項第2号に掲げる行為 |                                        | 1平方メートル1日につき     | 70円     |
| 条例第5条第1項第3号に掲げる行為 |                                        | 1人1日につき          | 710円    |
| 条例第5条第1項第4号に掲げる行為 | 写真撮影                                   | 1人1日につき          | 710円    |
|                   | 映画撮影                                   | 1日につき            | 14,280円 |
| 条例第5条第1項第5号に掲げる行為 | 条例第6条第1項の許可を受けて有料公園施設を使用する者が広告物を表示する場合 | 1広告物1平方メートル1日につき | 1,720円  |

備考 使用する面積が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

(2) 有料公園施設を使用する場合の利用料金

| 施 設    | 区 分  | 利 用 料 金        |                  |                  |      |        |
|--------|------|----------------|------------------|------------------|------|--------|
|        |      | 午前9時から<br>正午まで | 午後1時から<br>午後5時まで | 午前9時から<br>午後5時まで |      |        |
| 展示研修施設 | 展示室1 | 入場料金を領収しない場合   | 展示の目的で使用する場合     | 540円             | 720円 | 1,440円 |
|        |      |                | 上記以外の場合          | 1時間当たり           |      | 180円   |

|     |      |              |              |             |        |        |
|-----|------|--------------|--------------|-------------|--------|--------|
|     |      | 入場料金を領収する場合  | 展示の目的で使用する場合 | 2,190円      | 2,920円 | 5,840円 |
|     |      |              | 上記以外の場合      | 1時間当たり 730円 |        |        |
|     | 展示室2 | 入場料金を領収しない場合 | 展示の目的で使用する場合 | 390円        | 520円   | 1,040円 |
|     |      |              | 上記以外の場合      | 1時間当たり 130円 |        |        |
|     |      | 入場料金を領収する場合  | 展示の目的で使用する場合 | 1,590円      | 2,120円 | 4,240円 |
|     |      |              | 上記以外の場合      | 1時間当たり 530円 |        |        |
| 研修室 |      |              | 1時間当たり 410円  |             |        |        |

備考

- 1 この表において「入場料金を領収する場合」とは、使用者がいずれの名義であるかを問わず、入場者からその入場の対価を領収する場合をいう。
- 2 この表により利用料金を算出する場合において、使用する時間が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

2 適用期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

山形県告示第215号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。）第15条の4第2項の規定により、健康の森公園の利用料金を次のとおり承認した。

平成30年3月23日

山形県知事 吉村美栄子

1 利用料金

| 区 分               |      | 単 位          | 利用料金    |
|-------------------|------|--------------|---------|
| 条例第5条第1項第1号に掲げる行為 |      | 1人1日につき      | 710円    |
| 条例第5条第1項第2号に掲げる行為 |      | 1平方メートル1日につき | 70円     |
| 条例第5条第1項第3号に掲げる行為 |      | 1人1日につき      | 710円    |
| 条例第5条第1項第4号に掲げる行為 | 写真撮影 | 1人1日につき      | 710円    |
|                   | 映画撮影 | 1日につき        | 14,280円 |

備考 使用する面積が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

2 適用期間

平成30年4月1日から平成34年3月31日まで

**山形県告示第216号**

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）第15条の2第2項の規定により、蔵王みはらしの丘ミュージアムパークの有料公園施設の使用時間及び休業日を次のとおり承認した。

平成30年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 使用時間及び休業日

| 有料公園施設の名称           | 使 用 時 間      | 休 業 日                                                                                                                                                             |
|---------------------|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| スケートパーク             | 午前9時から午後5時まで | 1 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）。ただし、4月29日から5月5日まで及び7月の第4日曜日から8月の第4日曜日までの期間を除く。<br>2 11月の最終日曜日の翌日から翌年の3月31日まで |
| グラウンド・ゴルフ場<br>多目的広場 | 午前9時から午後5時まで | 1 月曜日（その日が休日であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）。ただし、4月29日から5月5日まで及び7月の第4日曜日から8月の第4日曜日までの期間を除く。<br>2 11月の最終日曜日の翌日から翌年の4月9日まで                                            |

2 適用期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

**山形県告示第217号**

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。）第15条の4第2項の規定により、蔵王みはらしの丘ミュージアムパークの利用料金を次のとおり承認した。

平成30年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 条例第5条第1項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をする場合の利用料金

| 区 分                                                             | 単 位     | 利用料金   |
|-----------------------------------------------------------------|---------|--------|
| 条例第5条第1項第1号に掲げる行為                                               | 1人1日につき | 710円   |
| 条例第5条第1項第2号に掲げる行為<br>都市公園の建屋内の面積が45平方メートルに区切られた部分の全部を独占して使用する場合 | 1時間につき  | 310円   |
|                                                                 | 1日につき   | 3,100円 |

|                   |                                            |              |         |
|-------------------|--------------------------------------------|--------------|---------|
|                   | 都市公園の建屋内の面積が49平方メートルに区切られた部分の全部を独占して使用する場合 | 1時間につき       | 340円    |
|                   |                                            | 1日につき        | 3,400円  |
|                   | 上記以外の場合                                    | 1平方メートル1日につき | 70円     |
| 条例第5条第1項第3号に掲げる行為 |                                            | 1人1日につき      | 710円    |
| 条例第5条第1項第4号に掲げる行為 | 写真撮影                                       | 1人1日につき      | 710円    |
|                   | 映画撮影                                       | 1日につき        | 14,280円 |

## 備考

- 1 使用する面積が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。
- 2 都市公園の建屋内の区切られた部分の使用時間は、午前8時から午後6時までとする。

## (2) 有料公園施設を使用する場合の利用料金

| 施設         | 区分           |                | 利用料金                                     |                                        |
|------------|--------------|----------------|------------------------------------------|----------------------------------------|
| スケートパーク    | 全部を単独で使用する場合 | 児童生徒等のみが使用する場合 | 1日当たり<br>10,000円                         |                                        |
|            |              | 上記以外の場合        | 1日当たり<br>20,000円                         |                                        |
|            | 上記以外の場合      | 回数券による使用の場合    | 児童生徒等が使用する場合                             | 1人12回当たり<br>1,300円                     |
|            |              |                | 上記以外の場合                                  | 1人12回当たり<br>2,600円                     |
|            |              | 上記以外の場合        | 児童生徒等が使用する場合                             | 1人1日当たり<br>130円                        |
|            |              |                | 上記以外の場合                                  | 1人1日当たり<br>260円                        |
| グラウンド・ゴルフ場 | 全部を単独で使用する場合 | 児童生徒等のみが使用する場合 | 最初の4時間までにつき2,000円とし、以後1時間ごとに500円を加算した額   |                                        |
|            |              | 上記以外の場合        | 最初の4時間までにつき4,000円とし、以後1時間ごとに1,000円を加算した額 |                                        |
|            | 上記以外の場合      | シーズン券による使用の場合  | 児童生徒等が使用する場合                             | 1人当たり<br>2,500円                        |
|            |              |                | 上記以外の場合                                  | 1人当たり<br>5,000円                        |
|            | 上記以外の場合      | 上記以外の場合        | 児童生徒等が使用する場合                             | 1人1日当たり<br>50円                         |
|            |              |                | 上記以外の場合                                  | 1人1日当たり<br>100円                        |
|            | 多目的広場        | 全部を単独で使用する場合   | 児童生徒等のみが使用する場合                           | 最初の4時間までにつき1,000円とし、以後1時間ごとに250円を加算した額 |

|  |         |                                                |
|--|---------|------------------------------------------------|
|  | 上記以外の場合 | 最初の4時間までにつき<br>2,000円とし、以後1時間ご<br>とに500円を加算した額 |
|--|---------|------------------------------------------------|

備考

- 1 この表において「児童生徒等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。
- 2 回数券及びシーズン券の有効期限は、発行年の最終開場日までとする。
- 3 この表により利用料金を算出する場合において、使用する時間が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

2 適用期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

山形県告示第218号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路の部分の部分を次のとおり指定した。

平成30年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長井大江線
- 3 指定した道路の部分の区間 長井市本町二丁目1383番5地先から  
同 一丁目1405番2まで
- 4 指定年月日 平成30年3月23日

山形県告示第219号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成30年3月23日から同年4月6日まで縦覧に供する。

平成30年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 344号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                            | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長        |
|--------------------------------|------|--------------------|------------|
| 酒田市上野曾根字郷野目端120番から<br>同 53番1まで | 旧    | 15.1メートル<br>} 12.7 | メートル<br>18 |
| 同 上                            | 新    | 15.0メートル<br>} 11.2 | 同 上        |
| 酒田市上野曾根字郷野目端63番1から<br>同 まで     | 旧    | 13.6メートル<br>} 13.4 | メートル<br>10 |
| 同 上                            | 新    | 13.4メートル<br>} 10.0 | 同 上        |

山形県告示第220号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成30年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称

酒田市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 八幡都市計画下水道事業  
(2) 名称 八幡公共下水道

## 3 事業地

- (1) 収用の部分 酒田市市条字荒瀬、小泉字道南、字後田、北豊田、北仁田字家西、字下川原、大久保字村東、字村前、字本久保地内  
(2) 使用の部分 なし

## 4 事業施行期間

平成30年3月23日から平成36年3月31日まで

**山形県告示第221号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成30年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 施行者の名称

米沢市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 米沢都市計画下水道事業  
(2) 名称 米沢公共下水道

## 3 変更の内容

事業施行期間の変更

## 4 事業施行期間

昭和50年2月5日から平成37年3月31日まで

**山形県告示第222号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成30年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 施行者の名称

酒田市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 酒田都市計画下水道事業  
(2) 名称 酒田公共下水道

## 3 変更の内容

事業施行期間の変更

## 4 事業施行期間

昭和45年9月14日から平成36年3月31日まで

**山形県告示第223号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成30年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 施行者の名称

新庄市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 新庄都市計画下水道事業



(2) 名称 新庄公共下水道

3 変更の内容

事業施行期間の変更

4 事業施行期間

昭和57年3月5日から平成35年3月31日まで

**山形県告示第224号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成30年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 施行者の名称

真室川町

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 真室川都市計画下水道事業

(2) 名称 真室川町公共下水道

3 変更の内容

事業施行期間の変更

4 事業施行期間

平成10年3月3日から平成35年3月31日まで

**山形県告示第225号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成30年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 施行者の名称

三川町

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 三川都市計画下水道事業

(2) 名称 三川町公共下水道（最上川下流域地下水道（庄内処理区）三川町流域関連特定環境保全公共下水道）

3 変更の内容

(1) 事業地

収用の部分

平成5年告示第1217号、平成8年告示第10号、平成9年告示第832号、平成13年告示第68号、平成18年告示第950号、平成22年告示第274号、平成24年告示第265号、平成28年告示第8号の事業地に東田川郡三川町押切新田字対馬地内を追加する。

(2) 設計の概要の変更

4 事業施行期間

平成5年10月29日から平成33年3月31日まで

**山形県告示第226号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成30年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 施行者の名称

遊佐町

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 遊佐都市計画下水道事業

(2) 名 称 遊佐公共下水道

3 変更の内容

事業施行期間の変更

4 事業施行期間

平成2年11月9日から平成35年3月31日まで